



岡山労働局発表
令和5年11月30日

【照会先】

岡山労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 杉原 清剛
室長 補佐 小林立広
電話 086-225-2017

報道関係者各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

厚生労働省においては、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の防止対策を総合的に推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる毎年12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知・啓発を行うこととしており、岡山労働局においても積極的な取組を実施します。

岡山労働局の取組内容

1 ハラスメント対応特別相談窓口の開設【資料1参照】

- ・労働者やその家族、友人・知人又は事業主等から、職場における各種ハラスメントやその防止対策等について幅広く相談を受け付け、職場内のトラブル解決に向けたアドバイス等を行います。

■開設場所：岡山労働局 雇用環境・均等室内

(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 TEL086-225-2017)

※受付時間 … 平日の9:30~17:00

2 集中的な周知・広報【資料2参照】

- ・県内の各事業主団体、地方自治体、労働基準監督署・ハローワーク等を通じた広報資料の配布を行うほか、ポスターの掲示、その他各広報誌・ホームページへの関連記事の掲載依頼を行います。
- ・労働局ホームページへ関連記事の掲載を行います。

※ハラスメントの防止に関する研修資料、関係する裁判事例、他社の取組事例など、有用な情報が掲載されたポータルサイト『あかるい職場応援団』の活用について併せて周知します。

参 考

岡山労働局における労働相談の受付状況について、パワーハラスメントにもつながる職場の「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は平成23年度以降増加し続け、令和2年度に一旦減少したものの、令和3年度以降は再び増加に転じ、令和4年度においては過去最多の1,632件に上りました。【資料3のⅠ参照】

また、令和2年6月に改正「労働施策総合推進法」が施行されたことに伴い、大企業の事業主に対しパワハラ防止措置が義務付けられ、その後、令和4年4月からは、適用が猶予されていた中小事業主に対しても同措置が義務付けられましたが【資料4参照】、同法に基づくパワハラ防止措置に関する相談件数は令和4年度に205件に上っています。【資料3のⅡ参照】

さらに、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント(いわゆる「マタハラ」)等に関する相談件数について、令和3年度においては対前年度比で減少したものの、令和4年度においては増加に転じています。【資料3のⅢ参照】

《別添》

資料1 リーフレット「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」

資料2 ポスター「12月は職場のハラスメント撲滅月間です」

資料3 岡山労働局におけるハラスメントに関する相談状況等

資料4 リーフレット「労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました！」